

法人あなん

Vol. 93
2025.1



法人会キャラクター きんたくん



株式会社志業カンパニー いやし亭 心空

那賀郡那賀町和食郷字田野 50-1

めざします 企業の繁栄と社会への貢献



公益社団法人 阿南法人会

徳島県阿南市富岡町内町164-1

TEL (0884) 23-1055 FAX (0884) 23-3531

<https://hojlnkal.zenkokuhojlnkal.or.jp/anan/>

E-mail: ananhou@shirt.ocn.ne.jp



法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

CONTENTS

1 新年のごあいさつ

公益社団法人阿南法人会 会長 六車 洋二郎

新年のごあいさつ

阿南税務署 署長 高原 良典

2 税に関する作文

3 税に関する絵はがきコンクール

4 令和7年度税制改正に関する提言（要約）

5 第40回 法人会全国大会 鹿児島大会に参加して

第38回 法人会全国青年の集い 福井大会に参加して

6 納税表彰

7 法人会事業活動

8 租税教育活動

9 地域社会貢献活動

10 税務署からのお知らせ

11 徳島県からのお知らせ

12 表紙の企業紹介

13 事務局よりお知らせ

法人会グループ
いちごプロジェクト



オフィスでも節電にご協力ください。

新年のごあいさつ



公益社団法人
阿南法人会 会長
新野 淳二

六車 洋二郎

新春を迎え、会員の皆様にご挨拶してお慶び申し上げます。旧年中は、阿南法人会の運営及び事業活動に対し格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、阿南税務署並びに関係機関の皆様方には、当会の諸事業を円滑に運営するにあたり温かいご指導ご尽力を賜りましたこと、役員一同心より感謝申し上げます。

昨年は、数年ぶりにコロナ禍から落ち着きを取り戻し、経済活動では以前の活気がほぼ回復した1年でありました。一方で、急激な円安の影響による急騰、全ての日用品、生活必需品が度重なる値上げによって物価高騰し

ている現実、近年慢性化している人手不足の状況など、当に懐かしい1年でもありました。

公益社団法人の当会は、「よき経営者を目指すもの団体」として税知識の普及や納税意識の高揚と共に、地域企業の健全な発展及び地域社会への貢献を目的とする事業活動を展開しています。青年部会・女性部会を中心に、租税教育活動を積極的に進めていますが、今年も「税を考える週間」での小学生の税に関する作品コンクールには、多数の小学校より応募作品を提出していただき、未来を担う多くの子供たちが税を身近なものとして捉え、素晴らしい「絵はがき・作文」を作成し発信していただきました。また、日本銀行徳島事務所や阿南信用金庫にご協力をいただき地域小学生を対象に、「お札に纏わる珍しいお話、楽しい税金クイズ・1億円の重さ体験」などのタックスセミナーを実施しました。

当会の組織基盤強化事業の会員増強運動では、事前に組織委員会を中心に役員や金庫機関及び関係各位の皆様にお集まりいただき、

新年のごあいさつ



阿南税務署 署長
高原 良典

高原 良典

令和七年の年頭に当たり、公益社団法人阿南法人会会員の皆様にご挨拶して新年のごあいさつを申し上げます。

旧年中は、税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

公益社団法人阿南法人会におかれましては、「税のオビニオンリーダー」として「税に強い経営者が次世代を支える」をモットーに、税知識の普及や企業の発展を支援し、地域振興に寄与すべく、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体として、租税教室への講師派遣、小学生の税に関する作文、や「税に関する絵

会員増強達成を目標とした会員増強決起集会を開催し、粘り強く加入勧奨を実施した結果、22年連続増強を達成することが出来ました。

この事業は阿南法人会が全国に誇れる事業であり、今後も会員増強を目指す組織基盤の強化に努めて参ります。また、福利厚生制度の推進事業では、厚生委員会を中心に保険受託3社とは更に強いパートナーシップを構築しながら、法人会員ならではのメリットを再度丁寧に説明申し上げるなどの推進活動を実施し、当会の財政基盤の安定化を図ってまいりたいと思っております。

私共は、法人会の理念である「税のオビニオンリーダー」として、企業の発展を支援し地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」を趣旨とし、法人会の事業活動を展開して参ります。

結びにあたり、会員企業様の益々のご繁栄と会員様のご健勝ご多幸を心よりご祈念を申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

はがきコンクール」の募集など次代を担う児童の皆さんへの租税教育活動に積極的に取り組まれるとともに、各種講演会や研修会の開催、地域に密着した社会貢献活動にも力を入れられ、着実に成果を挙げられております。

中でも特筆すべきは、実に22年連続で会員数増強というほかに類を見ない顕著な活動実績を残されており、六車会長の行動力と、役員の皆様方及び会員各位の熱意と創意工夫による「会員増強運動」を積極的に展開された結果であること、改めて心から敬意を表する次第であります。

さて、国税当局といたしましては、国税庁が公表している「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」税務行政の将来像「2023」に基づき「納税者の利便性の向上」、「課税徴収事務の効率化・高度化」、「事業者のデジタル化促進」に取り組みしていくこととしております。中でも「事業者のデジタル化促進」については、税務手続だけでなく事業者の様々な業務が一貫してデジタル化されることによ

る正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上を図ることにより、事業者の業務のデジタル化を促進することで、税務を起点とした社会全体のDX推進に貢献したいと考えており、その一環として、e-Tax及びe-Kyashu シュレズ納付等のご利用を推進してまいります。間もなく始まる所得税、贈与税及び消費税等の確定申告につきましても、スマートフォン等を使って自宅からe-Taxによる申告をお願いするとともに、納税は便利なキャッシュレス納付を是非ご利用ください。

最後になりましたが、本年の千支「乙巳」(きのとみ)は、「再生や変化を繰り返しながら柔軟に発展していく」という意味があるそう

あけまして
おめでとう
ございます

本年もどうぞ

よろしくお預い

申し上げます

令和七年 元旦

公益社団法人

阿南法人会

会長 六車 洋二郎

副会長 平野 惣吉

新野 哲朗

谷下 美恵子

延 隆 久

外役職員一同



税に関する作文

（公社）阿南法人会会長賞 特選

税の大切さ

阿南市立羽ノ浦小学校 六年

若松 叶人

「税金」、それははやくにとつてあまり関係のないものだと思っていました。でも多くの生活は税金によってたくさん助けてもらっている

ことを学校の租税教室で教えてもらいました。

毎日あたりまえのように使っている教科書や学校それに阿南市では給食費も半年分税金でまかなわれているなど、たくさん助けてもらっていたのです。

そして税金は、その他にもくらしの安全を守る救急車や消防車、警察など多くの人の安心を支えてくれていることも知りました。

今年の六月、はくは八月にある全国小学生フットテニス大会へ出場するためかんとくとつしよに阿南市長の所へ表敬訪問へ行きました。

初めて市長さんとお会いして、温かい応接の言葉と共に「御賀」をいただきました。

「御賀」は全国大会への旅費として市長さんと市議員さんが準備してくださったものでした。

家へ帰っておばあちゃんにこの話をすると阿南市に納めたみんなの税金からいただいたものだと教えてくれました。

「これが税金」ととてもおどろいたと同時に感謝の気持ちでいっぱいになりました。

まるで阿南市のみなさんが応援してくれているようでとても勇気が出てきました。

大切な税金。試合をいっしょうけんめいがんばって一つでも良い報告ができるようにしたいと強く思いました。

いつの日かぼくが大人になって税金がおさめられるようになった時にはこの感謝の気持ちをわすれずに税への知識をふかめ、きちんと税金を納める人になりたいです。

みんなの生活やくらしがゆたかで安心してくらせる社会になるようにと税金のことをまなんでいきたいです。

税金の恩恵を考える

阿南市立羽ノ浦小学校 六年

森本 健心

何年前かに、家の前の道が阿南市の道になった。それまでは、この地域の住人で、費用を集めて管理する私道だった。僕にとつては同じ道、道路であつて、いったい何が変わったのか分からなかったが、父も母も阿南市の道になったことで助かると言

（公社）阿南法人会会長賞 入選

つていた。では何がどう助かるのか。まず、管理費用が、市の税金でまかなわれるようになる。住人負担が減ることは一番大きな変更要因だ。それに、私道から公道になることで、住人以外の人も道を通行できるようにになったり、公道なので、時々警察官の方がパトカーで巡回もしてくれ

る。より安全な道になるのだ。父母は、税金で道も近所の公園も管理してくれるようになったから、これから先が安心だ、良かったと話してくれた。

税金は、いろんなことに使わ

れているが、実際、毎日通る道にも使われているのを知ると、とても有難く感じた。それから、母が阿南市のことも医療費助成制度についても教えてくれた。阿南市では十八歳になるまでの自己負担がないため、僕や弟が病気になる時本当に助かっている。医療費を税金ではらつてくれているんだと知ると、税金って良いな正しく使われることが大切なんだと思つた。

所得税や法人税、身近なもので言えば消費税があるが、税金を払うために収入が減ったり、おにぎり一つ買うだけでも、百

円が百八円になったりして、損したような気分になるが、公平に公正に税金を納めることは、僕たちの義務なのだ。義務として、きつちり納めた税金だからこそ、やっぱりみんなが納得できるものに使ってほしい。今までは、税金について考えることは少なかったが、道や医療費もろん学校の教科書も授業料も、税金の恩恵なのだ。社会の仕組みの一つであるこの税金を、みんながより幸せに暮らせることに使ってもらえるように願っている。

税金クイズ

第1問 現在の日本に実際にある税金はどれでしょう？

- ①ワンルームマンション税 ②講師税 ③犬税

第2問 消費税、地方消費税の標準税率の正しい組み合わせは？

- ①消費税 5.0%、地方消費税 5.0% ②消費税 7.8%、地方消費税 2.2%
③消費税 2.2%、地方消費税 7.8%

答えは17ページの下にあります。



受賞

おめでとうございます

羽ノ浦小学校が、
租税教育推進校等表彰を
国税庁長官より
受賞されました。

私たちを見守る税金

牟岐町立牟岐小学校 六年
伊澤 櫻子

私は、六年生になり社会科で「税金を納めることは国民の義務である。」と初めて知った。「えっ。」義務ということには私

も納めなければいけないのかと
考え母に聞いてみた。
母は笑いながら、
「お菓子やジュースを買った時
に8%の消費税を支払っている
ので、少しは義務をはたしてい
るのちがうのよ。」
その上本格的に義務をはたす
のは働き始めたら納税の義務が
出てくることも話してくれた。
でも、頭の中は、すっかりし
ません。そんな私に、身近な税

金の使われ方を教えてくれた。
私に通っている牟岐小学校、
保育園は、南海トラフ巨大地震
や津波から子供達を守るため高
台に移転した工事費に税金が使
われている事、毎日使う教科書、
安い費用で栄養満点の給食に、
勉強机やいす、先生方の給食料
にも使われている税金。まだま
だ、体育館、図書館、プール、
父が勤務している消防署、通学
路、数え切れない。私が知らな

かっただけ、知ろうともしなかつた。こんなに私達の周りに税金で暮らしが豊かになるように使われていたなんて。
私が支払った消費税がまわりまわって自分に形を変えて応援してくれているなんて、とてもうれしかった。
それだけでなく大切な税金だとわかってきた。お世話になっている税金、両親は、給料から所得税、車の税金、固定資産税

等、たくさん納めている。でも、「損をした。」とか、「もったいない。」と言ったことはない。笑いながら話してくれた。
私は「はっ。」とした。安心した。私が将来税金を納める時、義務よりあたりまえのこと自分達だけでなく、誰かのため、全ての人々が幸せに豊かになれるように税金のしくみをもっと勉強し、胸を張って納税したいです。

令和6年度

税に関する絵はがきコンクール

全国法人会総連合女性部会では、小学生への租税教育活動の一環として、「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。当会も今年で12年目となり、阿南税務署管内の小学校6年生を対象に募集を行い、16校・402点の応募がありました。9月24日(火)事業研修委員会を開催し、選考基準に基づいて、女性部会部会長賞など優秀作品10点を選出しました。

女性部会 部会長賞



牟岐町立牟岐小学校6年生
後山 ゆい

阿南法人会 会長賞



美波町立日和佐小学校6年生
阿部 衣菜里

阿南税務署長賞



阿南市立吉井小学校6年生
小久見 悠子

入選



阿南市立廣野小学校6年生
尾崎 海澄

佳作



阿南市立廣野小学校6年生
湯浅 夢菜

佳作



阿南市立吉井小学校6年生
橋坂 帆香

佳作



阿南市立吉井小学校6年生
深 快斗

入選



阿南市立廣野小学校6年生
松田 月雲

佳作



阿南市立吉井小学校6年生
岡本 朱莉

佳作



阿南市立吉井小学校6年生
田村 麻衣

11月15日(金)、六事会長・若木税制委員長代行・原事務局長が、阿南市役所を訪問し、令和7年度税制改正の実現に向けての理解と支援を求めました。岩佐阿南市長・藤本市議会議長・総務部長・税務課長に対し、全法連理事会に於いて決議された「令和7年度税制改正に関する提言」を提出し、税制改正要望の趣旨を説明しました。

令和7年度 税制改正 スロ

- 「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！

令和7年度税制改正に 関する提言(要約)

基本的な課題

1. 税・財政改革のあり方

・財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳入・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

1. 財政健全化に向けて

(1) 本年6月から始まった定期減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。早党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

(2) こども・子育て政策「加速化プラン」として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄おうとしている。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保

障費を抑制する必要がある。

・社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の観点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力にに応じた公平な負担を原則とする必要がある。

・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられる。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

・配膳者控除等の換の問題や年金等の社会保障の問題は、歳入調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

3. 行政改革の徹底等

・国民の政治に対する不信任は極めて高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不透明性の向上と適正化、開明の徹底化を図るべきである。

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず身より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。

・国・地方における議員定数の大幅な削減、歳費の抑制、また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。

・厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な委員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。

・(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

・(4) PDC Aサイクルを確立することにより、各自治体による事業のチェックを機動的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民間主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

・政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を実体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。

・国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報保護の徹底に強い懸念を持っていると認識すべきである。第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

・着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進

めなければならぬ。
人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えようとする税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本用化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも600万円程度に引き上げる。なお、直ちに本用化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることのないうち配慮すること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充しなうて本用化すること。

(4) 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充しなうて、(中小企業)を定めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を繰上し全額を損金算入とする。

(4) 中小企業等投資促進税制や「先般設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用する

に当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定については努力の対価とする。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先般設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定期減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者が委ねられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとつて重い負担となつていくことを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

中小企業が相続税の負担等によつて円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業承継に資する相続については、事業承継を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2)取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によつて多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場

のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設(平成16年度に改正)された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

(3)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上、後継者であること」が挙げられていることから、後継者であった事業承継を行えるよう、特例措置の適用期間を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

平成29年以前の制度適用者に対しては要件を緩和するなど配慮すべきである。

②制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、既所得者対策の効果等を検証する必要がある。問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求めらる。

(1)インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者が混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するよう取組む必要がある。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴つてより重要な課題となつていく。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

III. 地方のあり方

日本が人口減少社会に突入する中で、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一般の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強み

を生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地域技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

(1)地方創生は、さらなる税種上の確保による本拠地移転の促進、地元の特産品に根ざした技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大膽に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係から極めて重要な役割を担うべきである。

(2)広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。

(3)ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しを求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるよう過度なお礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

IV. 震災復興等

これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復興・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題への対応

3. 租税教育の充実

鹿児島大会に参加して

副会長
(有)ミートセンターのべ 延 隆 久

令和6年10月3日(木)第40回法人会全国大会鹿児島大会が鹿児島市の城山ホテル鹿児島で開催され、全国から約1,700名が集い、当会からは3名が参加しました。

第1部の大会式典では、主催者を代表して小林栄三全法連会長が挨拶をされました。その後、会員増強・福利厚生制度推進表彰の贈呈が行われ、続いて飯野光彦税制委員長から令和7年度税制改正に関する提言の要約が発表されました。次に昨年度の全国青年の集いにおける租税教育活動プレゼンテーションにて最優秀賞を受賞した長崎県連の佐世保法人会青年部会と健康経営大賞を受賞した沖縄県連の北那覇法人会青年部会による報告があり、最後は野取文雄筆頭副会長の税制改正に関する提言の実現を強く求める大会宣言で締めくくられました。



第2部の記念講演では、ANAホールディングス株式会社取締役会長の片野坂真哉氏が、「新型コロナ禍で大打撃を受けた航空業界 危機下の経営戦略を語る」との演題で講演されました。国内線・



国際線の需要が同時に無くなるという未曾有の経営危機の中、社長として実行した数々の戦略について話されました。

第3部の懇親会は、鹿児島を代表する3M(森伊蔵、魔王、村尾)の試飲など美味しい地酒が振る舞われ、大いに舌鼓を打ちました。最後に次回開催地の高知大会での再会を約束して散会しました。

会員増強表彰

- ・「最優秀賞」
会員数増加対前年20社以上
- ・純増を長期間維持している単位会に対する表彰
対前年1社以上の純増を3年間継続して維持

福井大会に参加して

青年部会 副部長
㈱アイテイスト 兼松 武 宣

令和6年11月7日(木)～8日(金)に第38回法人会全国青年の集い福井大会が、サンドーム福井にて開催されました。開催1日目は租税教育活動プレゼンテーション・健康経営大賞の発表がありました。租税教育活動の発表では四国から高知の幡多法人会青年部会がプレゼンテーションをしました。幡多法人会の発表では、2年間の取り組みやこれからの展望などがよく作りこまれていてとても良い発表でした。特に講師の育成に対して、パワーポイントを使って授業をする事で授業の品質の保障と講師のやりやすさを同時に解決した取り組みは当会にとっても今後の講師育成の参考



になりました。また、今大会の新しい取り組みとして、審査方法がQRコードを使いWEBで審査内容や集計を取るようになっており、スムーズな運営に感心しました。

開催2日目は大会式典や記念講演会、大懇親会が開かれ、全国から集まった会員は2,000名規模とのことで、各法人会の活気と熱量を感じながら、親睦を深めました。午前中には租税教育活動・健康経営プロジェクトをテーマとした会員交流分科会にも参加し、法人会の歴史・組織・理念・行動規範や青年部会の役割、事業のビジョンなどを学びました。これらを参考に、当青年部会の更なる発展に繋げていきたいと感じました。

次回の全国大会は山梨です。令和9年には徳島大会が開催予定ですので、多くの部会員で参加し大会の運営などの学びをみんなと一緒に共有したいです。



令和6年度
高松国税局長納税表彰受彰

若木康正氏
(阿南法人会理事)

若木機工株式会社
代表取締役会長



令和6年度
阿南税務署長納税表彰受彰

今治広行氏
(阿南法人会理事)

株式会社いまじ
代表取締役



高原署長、六車会長とともに記念撮影が行われました。

電子申告?効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続が
インターネットで行えます。



納税にはダイレクト納付が
便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用開始届の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン届出の場合はいり届届出、書類届出の場合はいり届届出がかかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略
還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会

イータックス 検索



事業活動

● 決算法人説明会

10・11・12月決算
11月27日(水) 富岡公民館



● 決算法人説明会

7・8・9月決算
9月3日(火) 富岡公民館



● 新設法人説明会

9月3日(火) 富岡公民館



● 支部会員交流会議

【令和6年度 税制改正のあらまし】

【自主点検チェックシート(改訂版)】

講師：阿南税務署法人課税部門
統括国税調査官
米本 義政 氏



【ダイレクト納付について】

講師：阿南税務署管理運営・徴収部門
統括徴収官
林 貴裕 氏



研修②

● 川北支部 9月5日(木) 山茂

● 阿南支部 9月9日(月) ホテル石松

テーマ：『これからの阿南市について』

講師：阿南市長 岩佐 義弘 氏



● 阿南南部支部 9月10日(火) えもと

テーマ：『皇都ヤマトは阿波だった』

講師：一般財団法人 阿波ヤマト財団
副理事長 笹田 孝至 氏



● 丹生谷支部 9月19日(木) もみじ川温泉

テーマ：『那賀町の現状について』

講師：那賀町長 橋本 浩志 氏



● 海部支部 9月20日(金) 遊遊NASA

テーマ：『海部の樫木林業について』

講師：公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会
主任調査役 榎木林業研究会事務局長/園学博士
柿内 久弥 氏



● 健康セミナー 11月1日(金) ダイナックパートナーズ

テーマ：『秋の養生 薬膳&中医学的
身体の仕組み何を食べるか〜どう食べるか』



講師：
ビューティフルライフ薬膳/
四国薬膳研究会
認定講師 松下 真秀美 氏
あくあ鍼灸医
院長
山本 有香 氏



● 年末調整説明会

11月19日(火) 阿南市文化会館夢ホール



● 青年部会視察研修旅行

9月6日(金)〜7日(土) 道後温泉本館改修工事視察



● 第21回チャリティーゴルフ大会

9月29日(日) コート・パール徳島ゴルフクラブ



個人優勝

団体優勝 阿南支部



阿南町建設
岩崎 洋一さん



日亜化学工業㈱
佐 功裕さん



朝リフレッシュ阿南
横手 俊夫さん



日亜化学工業㈱
岡本 直樹さん

● 第2回 理事会

10月24日(木) ホテル石松



● 第2回 広報委員会

12月19日(木) 料亭まちだ



● 阿南支部視察研修旅行

10月10日(木) 奈良ホテル(関西の迎賓館)本館・世界遺産 元興寺



● 女性部会視察研修旅行

11月29日(金) 紫式部ゆかりの石山寺・蓮山寺



税を考える週間 11月11日(月)~11月17日(日)

◆第17回 小学生タックスセミナー「金融機関見学体験学習」

11月26日(火)

「税を考える週間」のイベントとして長生小学校6年生17名を招き、阿南租税教育推進協議会との共催による、第17回小学生タックスセミナー「金融機関見学体験学習」を阿南信用金庫見能林支店にて開催いたしました。

日本銀行徳島事務所様より、お金に関するクイズや偽造防止のためにさまざまな技術が使われていることを教えていただきました。参加した児童たちは虫メガネを使って新紙幣を一生懸命にのぞき込み、日本銀行券の秘密を楽しく学んでいました。また、阿南信用金庫様から模擬紙幣を使ってのお札の数え方を教わり、悪戦苦闘しながら一生懸命挑戦しておりました。その後、平野青年部会長より税金クイズと一億円レプリカの重さ体験をしてもらい、金融・税金の大切さを楽しく学んでもらう事ができ、大変有意義な体験学習となりました。お土産として、「税の下敷き」「お札の裁断片」等を渡しました。



◆税に関する優秀作品展を開催

11月11日(月)~18日(月)

「税を考える週間」にともない、フジグラン阿南、那賀・海陽・牟岐・美波町役場にて、「税に関する優秀作品展」を行い、作文・ポスター・絵はがきを展示しました。



◆税の無料相談会を開催

11月11日(月)

フジグラン阿南
吉積税理士
相談者数：11名(含非会員8名)



◆税の広報活動

11月11日(月)

フジグラン阿南で女性部会員と阿南税務署職員が買い物に訪れる人たちにe-Tax推進のチラシやポケットティッシュ等を配布し、法人会や税のPRを行いました。また、「税を考える週間」の幟をフジグラン阿南(税に関する優秀作品展展示場所)に、横幕は事務所窓に設置しPRを行いました。



◆租税教室出前授業

9月17日(火)

富岡小学校
6年生(76名)

講師：青年部会
兼松副部会長



11月14日(木)

由岐こども園(21名)

女性部会員が「ドンタくん」の紙芝居を就学前の園児に行い、自分たちが住んでいる町には税金でつくられたものがたくさんあることを楽しく学んでもらいました。



租 税 教 育 活 動

◆ **税金クイズ** 楽しみながら税に興味を持ってもらおうと地域のイベントに参加し、税金クイズを行いました。

羽ノ浦納涼祭 (川北支部)



7月31日(水)



ワンダーふれあい感謝デー (阿南南部支部)



11月17日(日)



美波町商工祭 (海部支部)



12月1日(日)



地 域 社 会 貢 献 活 動

● 四国巡礼お遍路さんのお接待

管内の四国88ヶ所札所「平等寺」・「太龍寺」・「薬王寺」に於いて、お遍路さんにお茶・おまんじゅうでお接待をし、ポケットティッシュを渡しました。

10月16日(水) 平等寺 (阿南南部支部)



10月18日(金) 太龍寺 (丹生谷支部)



10月29日(火) 薬王寺 (海部支部)



● 浜の浦公園清掃ボランティア



10月19日(土)

● 使用済み切手の収集・寄贈

10月24日(木)



女性部会員で集めた使用済み切手を谷下部会長が、「徳島ユネスコ協会」の河内会長に手渡しました。

● チャリティーゴルフ大会の収益金を寄付

11月7日(木)



9月29日(日)「第21回チャリティーゴルフ大会」の収益金を阿南市社会福祉協議会へ21万円寄付しました。

消費税の期限内納付のために **インボイス発行事業者の方必見!**

計画的な納税資金の積立てを!



Point 消費税の確定申告が必要な事業者とは?

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!

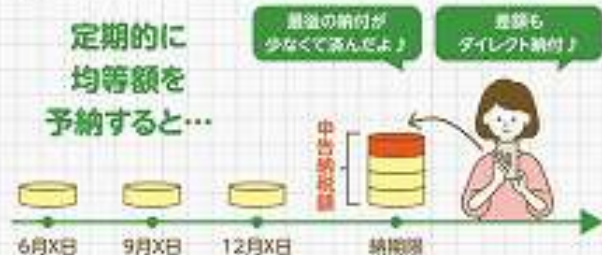
Point 計画的な納税資金の積立てには『予納ダイレクト』が便利です!

予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

メリット

- 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
 - 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避
- 定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。



詳しくは、**国税庁ホームページ**へ

「計画的な納税(預金の積立て)を
検討されている方
(予納ダイレクト)へ



計画的な納付で、**安心! 確実!**



納税額・積立額の目安はここから

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、業種別業 (飲食料品の製造に 係る事業)(第2種事業)		農林漁業(登記に該当 するものを含む)など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%	売上に対する納税額 の目安率	1.0%	2.0%	3.0%	4.0%	5.0%
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
1,000 ^{万円}	84 ^{万円}	10 ^{万円}	0.9 ^{万円}	20 ^{万円}	1.7 ^{万円}	30 ^{万円}	2.5 ^{万円}	40 ^{万円}	3.4 ^{万円}	50 ^{万円}	4.2 ^{万円}	60 ^{万円}	5.0 ^{万円}
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

※上記積立目安月額額は計算は簡便なものとするため、税額税率が適用されるもの(6%未満)は、(令和6年4月1日現在のみなし仕入率)に基づき計算しています。

例えば、納付すべき年間消費税が**20万円**の場合、月々の積立額は、**約1.7万円**になります。

Point

インボイス発行事業者の方へ! 『2割特例』ご存じですか?

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

●計算イメージ



●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500 万円	50 万円	10 万円	0.9 万円
700 万円	70 万円	14 万円	1.2 万円
1,000 万円	100 万円	20 万円	1.7 万円



ご注意ください

※インボイス制度の導入を機に消費税の確定申告を初めて行った個人事業者や12月決算の法人については、令和5年分では最大3か月間(10・11・12月分)の徴収が申告の対象でしたが、令和6年分では1年間の徴収を申告する必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページへ

[2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要]へ



インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター
Tel0120-205-553
受付時間9:00~17:00(土日祝除く)



インボイス制度に関する各都道府県の相談窓口一覧



選べる便利な納付方法はこちら!

納税はキャッシュレス納付

納付書不要で納付できます! /

納付方法	概要
振替納税	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落としにより納付する方法
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落としにより納付する方法
インターネットバンキング等による電子納税	インターネットバンキング口座やATMから納付する方法
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法
スマホアプリ納付	専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「iOPay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法

詳しくは、国税庁ホームページへ



※申告書提出後に、税務署から納付書の送付はありません。



納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

詳しくは、国税庁ホームページへ



書かない✕確定申告

マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも
初めてでも 安心♪

スマホで
サクッと♪



すでに
約 **70%** の方が
e-Taxで
申告しています!!



確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!



作成コーナー



マイナポータル連携
の詳細はこちら



マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる!

※ご利用には事前準備が必要です



e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



※メンテナンス時間を除きます

申告書が
データで取得可能



添付書類
提出不要



※一部の書類を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



県税の電子納税をしてみよう！

～eLTAXの利用率が急上昇中です！～



1. PCからeLTAXにアクセスしましょう



2. 地方税共通納税システムを利用しましょう

金融機関窓口等へのお出かけ不要！

オフィスや自宅からPCで申告から納税までワンストップで手続きできます。

全国の都道府県や市町村へ一括納付が可能！

複数の自治体を選択可能です。

ダイレクト納付が可能！

事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納付できます。
納付先の自治体の指定金融機関でない金融機関からでも納付できます。
(国税と地方税のダイレクト納付の利用には、それぞれ利用手続が必要です。)

eLTAX全般についてのお問い合わせ

詳しい操作方法についてはこちら
(eLTAXホームページ「動画コーナー」)



eLTAXヘルプデスク:0570-081459
(上記でつながらない場合:03-6745-0720)

手数料は
無料です！



徳島県企画総務部税務課 088-621-2075

《税金クイズ》 答え

第1問 ③ワンルームマンション税

ワンルームマンション税は通称で、正しくは「狭小住戸集合住宅税」という東京都豊島区で課税されている税金になります。ワンルームマンション税といっても住民が支払うものではなく、狭小住戸集合住宅、いわゆるワンルームマンションを建築する際に建築主が支払う税金です。

第2問 ②消費税7.8%、地方消費税2.2%

現在の消費税は10%（軽減税率は8%）ですが、消費税はそのすべてが国税として国に納められているわけではありません。10%のうちの2.2%（軽減税率は1.76%）は地方消費税として都道府県の財源となっています。

表紙の企業紹介

お大師様の里に抱かれ 元気を取り戻す宿

四国霊場第二十一番札所 太龍寺の麓

いやし亭 心空 こくう

いやし亭心空は「心を空（から）にし、元気を取り戻す宿」をコンセプトに、真心のサービスで癒しと想いを提供していきます。林業のまち・那賀町の旅館らしく、木のぬくもりを感じる空間づくり、また「食」と「湯」にもこだわりました。地域住民の方の交流拠点としても、ぜひご利用ください。

2025年からはリフレッシュしながらダイエットに取り組む「リフレダイエット」プランをご用意。食事と生活習慣を見直し、ヨガ（瞑想、呼吸法、運動）、座禅、写経、断食などで自分の内面と向き合ってみませんか。



心と体を整える「リフレダイエット」プランも



施設の概要

《お部屋》

和室(11室)・和洋室(5室)・特別室(計画)・バリアフリー室(計画)

《施設》

大浴場・大広間・ダイニングルーム・リラックスルーム・森の交流スペース(計画)

料金の概要

- ・宿泊料金 素泊まり(お1人) 5500円~
2食付き(お1人) 9500円~
リフレダイエットプラン
(2泊3日体験コース、1週間コース 価格未定)
- ・ランチ(主に木・土・日曜営業) 1000円~
- ・日帰り入浴(700円、阿南市・那賀町の住民600円)
- ・大広間貸し出し(1時間5000円~)

※ランチ、日帰り入浴、団体食事、貸室はお問い合わせください



アクセス 太龍寺ロープウェイ麓(徳島県那賀郡那賀町和食郷字田野50-1)

TEL 0884-63-0320 / FAX 0884-63-0321

H P shirakuco.jp / メールアドレス koku@shirakuco.com

オーナー 喜多條 高資(株式会社志業カンパニー代表取締役)

法人会アンケート調査システム 新規登録にご協力ください！

法人会アンケート調査システムは、法人会会員の意見を集約するメールを活用したシステムです。

(令和5年12月末現在、登録数13,179名)

景況感や法人会活動についての意見等を調査し、今後の法人会事業の参考としています。

また、調査結果は全法連WEBサイトで公開するとともに、マスコミにも提供しパブリシティの向上に役立てています。

登録がまだお済でない方は、この機会にぜひご登録ください！



QRコードでの登録方法

1 QRコードにアクセス後
メールアドレスを送信

新規登録受付フォーム



2 返信メールから
情報を入力

登録メールアドレス宛にメールが届きますので、本文中のURLをクリックいただき、画面の指示に沿ってご自身の情報を入力ください。

3 登録完了！

登録完了メールが届けば登録完了です。2~3か月に1回の頻度でアンケートを実施していますので、受信後はご回答をお願いします。

パソコンでの登録方法

1 全国法人会総連合の
ホームページにアクセス

全国法人会

2 トップページ右側、
アンケート調査システム
のバナーをクリック



3 「各種手続き」から
メニューを選択

各種手続き

▲ 注意事項

- 登録するメールアドレスは、会社の代表アドレス等、できる限り組織上のアドレスでのご登録をお願いします。
- 登録資格は「会員企業に所属する方、または個人会員」に限ります。
- 既に登録済みのアドレスは新規登録出来ません。



員能育成と存続のハイブリッド

ツミタス 見通しのきかない未来に、堅実で柔軟な安心を。

特長1

増やす

将来に向けた資金を確実に増やすことができます。



保険料を込期間中に解約した場合、解約払戻金額は引当保険料を下回りますのでご注意ください。

特長2

備える

万が一のときの死亡保障に加え、介護保障にも備えられます。

※40歳未満は、介護保険金の支払対象外です。



◎詳しくは「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

Afiac アフラック

徳島支社 〒770-0904 徳島県徳島市新町2-10-1 徳島県山一生命ビルディング
法人会専用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の専業代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ！

アフラック 法人会

検索



AFアフラック 2024-03/19-24/10/11 7/4/12/3



色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。



法人会会員のみならず

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン
総合型V

+ 一時金型
Mタイプ

Premium

(大同生命の
無配当入院一時金保険)

(大同生命の定期保険+
AIG損保のペーシック傷害保険)

○大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V：

大同生命の無配当満期定期保険(無解約払戻金型) または
大同生命の無配当満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

Mタイプ：

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

DJIDO 大同生命保険株式会社

四国支社 徳島営業所/
徳島県徳島市八百屋町3丁目2番地
TEL 088-622-4530

AIG AIG損害保険株式会社

徳島支店
徳島県徳島市中洲町1丁目42-1 AIG徳島ビル
TEL 088-625-7115

- この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- この制度は、法人会の会員のみ加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討」に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-2023-0011(2023年5月14日) 20-073014-2023-05